

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢								
1	東近江市黄和田町下り道	698	3134	い	山林	0.0354	スギ・ヒノキ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法					
2	東近江市黄和田町下り道	699	3134	い	畑	0.0697	スギ	62								
3	東近江市黄和田町下り道	700	3134	い	畑	0.0347	スギ	62								
4	東近江市黄和田町上出	761	3134	ち	原野	0.0357	スギ	52								
5	東近江市黄和田町下り道	698-1	3134	い	原野	0.0624	スギ	62								
6	東近江市黄和田町西ノ谷	512-1	3134	ぬ	畑	0.0224	スギ	48								
7																
8																
9																
10																
この計画に同意する。																
権利の設定を受ける市町村 (乙)			住所(同上) (名称) 東近江市市長 小椋 正清													
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)																

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-2	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢								
1	東近江市黄和田町藤原	795	3133	ち	畑	0.0135	スギ・ヒノキ	56	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法				
2	東近江市黄和田町藤原	796	3133	ち	畑	0.0330	ヒノキ	56								
3	東近江市黄和田町藤原	802	3133	ち	宅地	0.0321	スギ	56								
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
この計画に同意する。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 権利を設定する森林の森林所有者(甲) </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> </div> </div>																

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 5-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢									
1	東近江市黄和田町野神	647	3134	い	畑	0.0148	スギ	62	公告の日から 公告の日か ら起算して 10年を経過 する日	公告の日か ら起算して 10年を経過 する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。また、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	乙が甲にDに対して金銭の支払は行わない。			
2	東近江市黄和田町野神	650	3134	い	畑	0.0198	スギ	62									
3	東近江市黄和田町野神	660	3134	い	畑	0.0171	スギ	62									
4	東近江市黄和田町野神	666	3134	い	畑	0.0099	スギ	62									
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上)(名称) 東近江市長 小椋 正清 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 																	

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1 個別事項

整理番号	集5-4	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 東近江市長 小椋 正清							(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考
1	東近江市黄和田町藤原	813-1	3133	ち	畑	0.0123	スギ	56	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に 対して金銭の 支払は行わ ない。	
2	東近江市黄和田町藤原	813-3	3133	ち	山林	0.0049	スギ	56						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
この計画に同意する。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 権利を設定する森林の森林所有者(甲) </div>														

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-5	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	東近江市黄和田町野神	654	3134	い	畑	0.0221	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に 対して金銭の 支払は行わ ない。			
2	東近江市黄和田町野神	655	3134	い	畑	0.0224	スギ	62						
3	東近江市黄和田町林ノ下	824	3133	ち	畑	0.0036	ヒノキ	56						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 権利を設定する森林の森林所有者(甲) XXXXXXXXXX														

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-6		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	東近江市	黄和田町	上出	739	3134	ち	畑	0.0522	スギ	52	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
2	東近江市	黄和田町	粟倉	902	3133	ち	田	0.0211	スギ	52					
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 権利を設定する森林の森林所有者(甲) XXXXXXXXXX															

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1 個別事項

整 理 番 号	集 5-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 東近江市長 小椋 正清	(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考		
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	面積 ha	現況 樹種	現況 林 齢								
1	東近江市黄和田町岩谷	335-1	3134	と	原野	0.0042	スギ	52	<p>公告の日から</p> <p>公告の日から起算して10年を経過する日</p> <p>乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。</p> <p>また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。</p> <p>経営管理実施権の設定は行わない。</p>	<p>乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。</p> <p>また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。</p>	<p>乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>					
2	東近江市黄和田町岩谷	336-2	3134	い	原野	0.0033	スギ	62								
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
<p>この計画に同意する。</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) </p>																

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-8	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢								
1	東近江市	黄和田町	岩谷	335	3134	と	山林	0.0998	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法				
2	東近江市	黄和田町	岩谷	336	3134	と	山林	0.0297	スギ	62							
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)												住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清					
権利を設定する森林の森林所有者(甲)																	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-9	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清				(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町足出	614	3134	い	田	0.0611	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 乙から甲に 対して金銭の 支払は行わ ない。				
2	東近江市黄和田町足出	615	3134	い	畑	0.0079	スギ	62							
3	東近江市黄和田町野神	638	3134	い	畑	0.0171	スギ	62							
4	東近江市黄和田町西ノ谷	508	3134	ぬ	山林	0.0218	スギ	48							
5	東近江市黄和田町足出	593	3134	ぬ	畑	0.0360	スギ	48							
6	東近江市黄和田町足出	594	3134	ぬ	畑	0.0337	スギ	48							
7															
8															
9															
10															
この計画に同意する。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 権利を設定する森林の森林所有者(甲) </div>															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清							(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号					
	集5-10	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	東近江市	黄和田町	野神	649	3134	い	畑	0.0793	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
2	東近江市	黄和田町	野神	665	3134	い	畑	0.0128	スギ	62					
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上)(名称) 東近江市長 小椋 正清</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者(甲) background-color: black;"></p>															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-11	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町野神	642	3134	い	畑	0.0439	スギ	62	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者(甲) XXXXXXXXXX</p>															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-12	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町野神	646	3134	い	畑	0.0148	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に 対して金銭の 支払は行わ ない。		
2	東近江市黄和田町野神	659	3134	い	畑	0.0357	スギ	62							
3	東近江市黄和田町野神	667	3134	い	畑	0.0476	スギ	62							
4	東近江市黄和田町野神	668	3134	い	畑	0.0743	スギ・ヒノキ	62							
5	東近江市黄和田町粟倉	903	3133	ち	田山林	0.0981	スギ	56							
6	東近江市黄和田町野神	668-1	3134	い	畑	0.0204	スギ	62							
7															
8															
9															
10															
この計画に同意する。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 権利を設定する森林の森林所有者(甲) </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 </div> </div>															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町足出	612	3134	い	田	0.0092	スギ	62	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
2	東近江市黄和田町足出	636	3134	い	畑	0.0244	スギ	62							
3	東近江市黄和田町足出	631	3134	い	畑	0.0198	スギ	62							
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
<p>この計画に同意する。</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利を設定する森林の森林所有者(甲) </p>															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-14		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 東近江市長 小椋 正清			(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢									
1	東近江市黄和田町野神		661	3134	い	畑	0.0165	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に 対して金銭の 支払は行わ ない。						
2	東近江市黄和田町沢		539-1	3134	ぬ	田	0.0367	ヒノキ	48									
3	東近江市黄和田町西出		969-1	3134	ぬ	原野	0.0243	スギ	48									
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 権利を設定する森林の森林所有者(甲) XXXXXXXXXX																		

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町野神	676	3134	い	畑	0.0128	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に 対して金銭の 支払は行わ ない。				
2	東近江市黄和田町上出	738	3134	ち	田	0.0505	スギ	52							
3	東近江市黄和田町上出	742	3134	ち	畑	0.0442	スギ	48							
4	東近江市黄和田町上出	754	3134	ち	畑	0.0052	スギ	52							
5	東近江市黄和田町上出	756	3134	ち	原野	0.0165	スギ	52							
6															
7															
8															
9															
10															
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 権利を設定する森林の森林所有者(甲) XXXXXXXXXX															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-16	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町野神	639	3134	い	畑	0.0161	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法				
2	東近江市黄和田町野神	648	3134	い	畑	0.0247	スギ	62							
3	東近江市黄和田町上出	741-1	3134	ち	畑	0.0370	スギ	48							
4	東近江市黄和田町野神	674	3134	い	畑	0.0376	スギ	62							
5	東近江市黄和田町野神	681	3134	い	畑	0.0191	スギ	62							
6															
7															
8															
9															
10															
この計画に同意する。															
権利の設定を受ける市町村(乙)					住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清										
権利を設定する森林の森林所有者(甲)															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-17	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢								
1	東近江市	黄和田町	野神	653	3134	い	畑	0.0181	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法				
2	東近江市	黄和田町	野神	662	3134	い	畑	0.0386	スギ	62							
3	東近江市	黄和田町	野神	663	3134	い	畑	0.0201	スギ	62							
4	東近江市	黄和田町	野神	675	3134	い	畑	0.0082	スギ	62							
5	東近江市	黄和田町	沢	540-1	3134	ぬ	原野	0.0414	スギ・ヒノキ	48							
7	東近江市	黄和田町	沢	541-1	3134	ぬ	畑	0.0116	ヒノキ	48							
8																	
9																	
10																	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)															住所(同上)(名称) 東近江市長 小椋 正清		
権利を設定する森林の森林所有者(甲)																	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-18	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町野神	664	3134	い	畑	0.0161	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。				
2	東近江市黄和田町下り道	697	3134	い	宅地	0.0112	スギ	62							
3	東近江市黄和田町上出	741	3134	ち	畑	0.0353	スギ	48							
4	東近江市黄和田町下り道	696-1	3134	い	畑	0.0340	スギ・ヒノキ	78							
5															
6															
7															
8															
9															
10															

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清

権利を設定する森林の森林所有者(甲) [Redacted]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-19	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢								
1	東近江市黄和田町西出		975-1	3134	ぬ	境内地	0.0519	スギ	48	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。			
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
<p>この計画に同意する。</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利を設定する森林の森林所有者(甲) </p>																	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集5-20		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 東近江市長 小椋 正清										(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号									
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考								
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢																			
1	東近江市黄和田町野神		678	3134	い	畑	0.0158	スギ	62	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に 対して金銭の 支払は行わ ない。														
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
この計画に同意する。																												
権利の設定を受ける市町村(乙)										住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清																		
権利を設定する森林の森林所有者(甲)																												

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
	集5-21		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢									
1	東近江市黄和田町足出	611	3134	い	田	0.0122	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法						
2	東近江市黄和田町足出	630	3134	い	畑	0.0175	スギ	62									
3	東近江市黄和田町野神	640	3134	い	畑	0.0148	スギ	62									
4	東近江市黄和田町野神	641	3134	い	畑	0.0446	スギ	62									
5	東近江市黄和田町野神	656	3134	い	畑	0.0132	スギ	62									
6	東近江市黄和田町野神	680	3134	い	畑	0.0155	スギ	62									
7	東近江市黄和田町林ノ下	834	3133	ち	山林	0.0485	スギ	56									
8	東近江市黄和田町清水ノ下	835	3133	ち	田	0.0155	スギ	56									
9	東近江市黄和田町清水ノ下	836	3133	ち	田	0.0119	スギ	56									
10	東近江市黄和田町西出	970	3134	ぬ	原野	0.0115	スギ	48									
11																	
12																	
この計画に同意する。																	
権利の設定を受ける市町村(乙)						住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清											
権利を設定する森林の森林所有者(甲)																	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号									
	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	面積 ha	現況樹種							
1	東近江市	黄和田町	藤原	799	3133	ち	畑	0.0320	スギ	56	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実に図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
2	東近江市	黄和田町	藤原	806	3133	ち	畑	0.0125	ヒノキ	56								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。	
権利の設定を受ける市町村(乙)	住所(同上)(名称) 東近江市長 小椋 正清
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
	集5-23		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢									
1	東近江市黄和田町野神	637	3134	い	畑	0.0131	スギ	62	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	509-1については地役権設定範囲を除いた面積を下段に記している					
2	東近江市黄和田町野神	645	3134	い	畑	0.0390	スギ	62									
3	東近江市黄和田町野神	651	3134	い	畑	0.0231	スギ	62									
4	東近江市黄和田町野神	652	3134	い	畑	0.0224	スギ	62									
5	東近江市黄和田町野神	672	3134	い	畑	0.0433	スギ	62									
6	東近江市黄和田町野神	677	3134	い	畑	0.0119	スギ	62									
7	東近江市黄和田町林ノ下	825	3133	ち	田	0.0423	ヒノキ	56									
8	東近江市黄和田町林ノ下	830	3133	ち	原野	0.0036	ヒノキ	56									
9	東近江市黄和田町林ノ下	831	3133	ち	田	0.0347	ヒノキ	48									
10	東近江市黄和田町清水ノ下	840	3133	ち	田	0.0059	スギ	56									
11	東近江市黄和田町清水ノ下	841	3133	ち	田	0.0942	ヒノキ	48									
12	東近江市黄和田町清水ノ下	843	3133	ち	田	0.0581	ヒノキ	48									
13	東近江市黄和田町清水ノ下	844-1	3133	ち	田	0.0410	ヒノキ	48									
14	東近江市黄和田町清水ノ下	848	3133	ち	原野	0.0092	スギ	56									
15	東近江市黄和田町清水ノ下	849	3133	ち	田	0.0241	スギ	56									
16	東近江市黄和田町清水ノ下	850	3133	ち	田	0.0548	ヒノキ	48									
17	東近江市黄和田町林ノ下	829-1	3133	ち	田	0.0212	ヒノキ	56									
18	東近江市黄和田町西出	971-1	3134	ぬ	畑	0.0032	スギ	48									
19	東近江市黄和田町西ノ谷	509-1	3134	ぬ	山林	0.0191 0.0128	スギ・ヒノキ	48									
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)												住所(同上)(名称) 東近江市長 小椋 正清					
権利を設定する森林の森林所有者(甲)																	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町藤原	799-1	3133	ち	畑	0.0198	ヒノキ	56	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。		
2	東近江市黄和田町尻ヶ井	589	3134	ぬ	田	0.0241	スギ	48							
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
<p>この計画に同意する。</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利を設定する森林の森林所有者(甲) </p>															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-25	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町藤原	811	3133	ち	畑	0.0271	スギ	56	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
2	東近江市黄和田町西出	969	3134	ぬ	畑	0.0194	スギ	48							
3	東近江市黄和田町藤原	812-1	3133	ち	畑	0.0047	ヒノキ	52							
4	東近江市黄和田町藤原	812-2	3133	ち	山林	0.0016	スギ	56							
5	東近江市黄和田町足出	610	3134	い	山林	0.0152	スギ	62							
6	東近江市黄和田町足出	632	3134	い	畑	0.0171	スギ	62							
7	東近江市黄和田町足出	633	3134	い	田	0.0195	スギ	62							
8	東近江市黄和田町足出	634	3134	い	田	0.0294	スギ	62							
9	東近江市黄和田町足出	635	3134	い	畑	0.0125	スギ	62							
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-26	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 東近江市長 小椋 正清							(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢											
1	東近江市黄和町藤原		805	3133	ち	原野	0.0274	ヒノキ	56	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。						
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
この計画に同意する。																				
権利の設定を受ける市町村(乙)							住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清													
権利を設定する森林の森林所有者(甲)																				

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号						
	集5-27		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	東近江市黄和田町上出	744	3134	ち	山林	0.0449	スギ	48	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法			
2	東近江市黄和田町上出	745	3134	ち	山林	0.0419	スギ・ヒノキ	52							
3	東近江市黄和田町上出	746	3134	ち	山林	0.0826	スギ・ヒノキ	56							
4	東近江市黄和田町上出	747	3134	ち	山林	0.0456	ヒノキ	56							
5	東近江市黄和田町上出	748	3134	ち	山林	0.0634	スギ・ヒノキ	48							
6	東近江市黄和田町上出	749	3134	ち	山林	0.0509	スギ	52							
7	東近江市黄和田町上出	750	3134	ち	山林	0.0211	スギ	52							
8	東近江市黄和田町上出	751	3134	ち	山林	0.0234	スギ	52							
9	東近江市黄和田町上出	752	3134	ち	山林	0.0638	スギ	52							
10	東近江市黄和田町上出	753	3134	ち	山林	0.0720	スギ	52							
11	東近江市黄和田町上出	757	3134	ち	山林	0.0618	スギ	52							
12	東近江市黄和田町上出	758	3134	ち	山林	0.0277	スギ	52							
13	東近江市黄和田町上出	759	3134	ち	山林	0.0456	スギ	52							
14	東近江市黄和田町上出	760	3134	ち	山林	0.0535	スギ	52							
15	東近江市黄和田町上出	762	3134	ち	山林	0.0558	スギ	52							
16	東近江市黄和田町上出	763	3134	ち	山林	0.0333	スギ	52							
17	東近江市黄和田町上出	753-1	3134	ち	山林	0.0082	スギ	52							
この計画に同意する。															
権利の設定を受ける市町村(乙)					住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清										
権利を設定する森林の森林所有者(甲)															

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-28	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢								
1	東近江市	黄和田町	藤原	804	3133	ち	畑	0.0277	スギ	56	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者(甲) XXXXXXXXXX</p>																	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-29	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢								
1	東近江市黄和田町藤原		797	3133	ち	畑	0.0119	スギ	56	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。			
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
<p>この計画に同意する。</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) (名称) 東近江市長 小椋 正清 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利を設定する森林の森林所有者(甲) </p>																	

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、「1 個別事項」に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、「1 個別事項」に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、「1 個別事項」に定めるところにより立木の伐採及び保育（以下「伐採等」という。）を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

ア 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

(ア) 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

(イ) 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち、当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ウ 甲は、「1 個別事項」に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

エ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項を変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

ア 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

イ 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

ウ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出があるときは、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

ア 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

イ 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

ウ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

ア 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

イ 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

ア 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転又は設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

イ 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、

甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。